

会津若松市鳥獣被害対策侵入防止柵等購入補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 31 日決裁

平成 30 年 3 月 28 日決裁

平成 31 年 3 月 29 日決裁

令和 3 年 3 月 30 日決裁

令和 6 年 3 月 25 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、野生鳥獣による農作物及び人的被害を防止するために、電気柵等の侵入防止柵を購入し、及び設置した者に対し、予算の範囲内において侵入防止柵等の購入費用の一部を補助することについて、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成 4 年会津若松市規則第 1 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 野生鳥獣 農作物等に被害を及ぼす鳥獣で、別表 I に掲げるものをいう。
- (2) 侵入防止柵 野生鳥獣の農地等への侵入を防ぐための電気柵、ワイヤーメッシュ柵、侵入防止ネット柵等をいい、設置に要する資材を含む。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、農業に従事する個人
- (2) 市内に事務所、事業所又は住所を有し、農業を営む法人若しくは団体（2 戸以上の個人で構成されたものをいう。以下同じ。）
- (3) 広域での被害対策として、集落環境診断（侵入防止柵の新規設置又は延長若しくは被害防除対象の野生鳥獣の種類又は設置場所の変更時に限る。）に基づき、生息環境管理としての緩衝帯整備や、被害防除としての侵入防止柵設置など総合的な鳥獣被害対策を実施する行政区を単位とする市内の地区（以下「広域被害対策実施地区」という。）

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 野生鳥獣による農作物の被害（広域被害対策実施地区にあつては、人的被害も含む。）を防止することを目的に購入及び市内の農地等又は市内の農地と一体となっている農地に設置し、又は改修した侵入防止柵の購入費
- (2) 広域被害対策実施地区にあつては、設置した侵入防止柵の維持管理に要する資材等の購入費を含む。

(補助率及び補助上限額)

第 5 条 補助金額の算定根拠となる補助率及び補助上限額は次に定める各号のとおりとする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

- (1) 個人の場合 補助対象経費の 10 分の 5 以内とし、5 万円を上限とする。
- (2) 法人又は団体の場合 補助対象経費の 10 分の 6 以内とし、8 万円を上限とする。
- (3) 広域被害対策実施地区の場合 補助対象経費の 10 分の 8 以内とし、50 万円を上限とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、侵入防止柵及び維持管理に要する資材（以下「侵入防止柵等」という。）を購入した日から1年以内に、会津若松市鳥獣被害対策侵入防止柵等購入補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 侵入防止柵等を購入した領収書、納品書又はこれらに代わる書類の写し
- (2) 侵入防止柵等設置箇所の位置図
- (3) 侵入防止柵等設置後の写真
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 申請の回数は、年度内に1回までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとし、補助金の交付を決定したときは、会津若松市鳥獣被害対策侵入防止柵等購入補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 申請者は、市長から前条の規定による補助金の交付決定を受けた後、会津若松市鳥獣被害対策侵入防止柵等購入補助金交付請求書（第3号様式）により補助金を請求するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、申請者が虚偽の申請、その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合には、補助金の全額又は一部について返還を命ずることができる。

（実績報告）

第10条 広域被害対策実施地区は、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間、会津若松市鳥獣被害対策侵入防止柵等購入補助金事業（広域被害対策）実績報告書（第4号様式）を、各年度の3月31日までに市長に提出するものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。